

第100号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出します。

令和6年11月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区営住宅、福祉住宅及びまちづくり事業住宅の指定管理者を指定するに当たり、議決の必要がある。

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

### 記

#### 1 公の施設の名称

##### (1) 中野区営住宅

中野区営上鷺宮三丁目アパート、中野区営鷺宮六丁目アパート、中野区営弥生町五丁目アパート、中野区営南台三丁目アパート、中野区営野方一丁目アパート、中野区営江古田二丁目アパート、中野区営野方六丁目アパート、中野区営江原町アパート、中野区営江原町二丁目アパート、中野区営沼袋三丁目アパート、中野区営江古田四丁目アパート、中野区営江古田一丁目アパート及び中野区営弥生町三丁目アパート

##### (2) 中野区立福祉住宅

シティライフ東中野、ふじみ苑、エーデル城山、サンエスピア、アコードガーデン、第二昴館、シルバーピア大三、のがた苑及び昴館

##### (3) 中野区まちづくり事業住宅

中野区南台まちづくり住宅

#### 2 指定管理者

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

東京都住宅供給公社

#### 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで